

共同利用施設の利用申請に当たって

霊長類医科学研究センターでは、提出された共同利用施設利用研究計画書等について、医薬基盤・健康・栄養研究所共同利用施設運営委員会及び動物実験委員会で審査を行います。所外有識者を含む前者の委員会では、実験の学術的及び厚生労働行政における意義並びにサル類を用いる必要性等について、サル取扱経験者を含む後者の委員会では、動物倫理及び福祉の点を考慮しながら、具体的な実験方法の妥当性について、それぞれ審査します。これらの審査結果及び施設の年間サル供給・飼育許容頭数を考慮の上、申請の採否を決定致します。したがって、採択の条件として、実験内容の修正を求める場合があります。

本施設の利用は、共同利用施設運営委員会及び動物実験委員会の承認と共に、実験内容に応じた医薬基盤・健康・栄養研究所各種委員会（バイオセーフティ委員会、組換え DNA 実験安全委員会、化学物質委員会、研究倫理審査委員会）の承認を経てから許可されます。

施設利用許可後、所定の様式による「霊長類医科学研究センター共同利用施設利用に関する誓約書」を提出いただきます。

さらに、本施設において実験を行うに際しては、利用者は医薬基盤・健康・栄養研究所が行う各種委員会講習及び共同利用施設オリエンテーションを受講する必要があります。講習会・オリエンテーションは年に 3、4 回行われます。講習後、交付される受講証は 3 年間有効となります。

採択後の実験実施に当たっては、当センターの研究対応者（各研究課題の内容に応じて対応する当センター職員）が安全かつ円滑な研究推進を図ります。

なお、一人の申請者が複数の実験計画を申請することに制限を設けませんが、当センターのサル供給頭数及び飼育スペースは限られております。したがって、多くの研究者に利用機会を与えるため、同一申請者の複数の実験計画が委員会審査で採択基準を超えても、上記の理由をもとに不採択とすることもあり得ますので、御承知ください。

注) 継続・変更申請について

継続申請： 当初申請した 2 年又は 3 年の研究計画に記載した内容に変更がない場合

変更申請： 研究目的は変わらず、使用材料を含む実験手技・手法、使用動物の頭数・条件、研究期間の変更を行う場合。なお、変更内容によっては、利用期間内であっても利用許可を取り消すこともあり得ますので、御留意ください。

※研究目的が変更になる場合は、変更申請ではなく、必ず新規申請をしてください。